

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	児童扶養手当支給事務		整理番号	1306-059		
第2次 総合計画体系	政策目標	1 健やかに暮らせるまち	担当部署	福祉課		
	分野別施策	3 子ども・子育て支援の充実	所属長	森本 志子		
	主な施策	5 要保護児童への対応	電話番号	82-6306		
根拠法令等	児童扶養手当法					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	昭和47年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	父母の離婚等で、父または母のいない児童や両親のいない児童など父または母と生計をともにしていない児童を監護・養育している方に支給	対象者	124人 (R5.3.31時点)
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	父または母と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため、該当児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	町窓口にて、新規認定・転入・資格喪失・変更等の申請を受け付け、県西部総合県民局へ進達。 審査の結果、認定者には証書等の送付を行う。受給資格者には、年6回(奇数月の11日)手当が県より支給される。また、年1回8月に現況届の提出が義務づけられている。 手当額(月額1人)【令和4年4月～令和5年3月】(所得により逓減有り) 全部支給 43,070円 一部支給(所得により) 43,060円～10,160円 2人目10,170円～5,090円加算 3人目以降1人につき 6,100円～3,050円加算		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	父子及び母子家庭等の経済的負担を軽減し、最低生活を維持できることにより、安心して子育てができるようになる。		
特記事項			

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	112,524	うち繰越分↓ 0	120,509	うち繰越分↓ 0	196,720	うち繰越分↓ 0
財源内訳	国庫支出金(a)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	県支出金(b)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	地方債(c)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	その他(d)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	うち受益者負担	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓
	一般財源(e)	112,524	うち繰越分↓	120,509	うち繰越分↓	196,720
特定財源の名称・金額						
令和4年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 1 一般会計 款 3 民生費 項 3 児童福祉費 目 1 児童福祉総務費 通信運搬費 120,509円					
備考	児童扶養手当は、県から支給される。					